

河原田地区ホームページ運用規定

(総則)

第1条 この規程は、河原田地区まちづくり推進協議会規約第2条7号に基づく河原田地区ホームページ（以下ページという。）掲載内容の制限・基準に関して適用する。

(目的)

第2条 このページは、河原田地区の情報媒体として、広く住民の利便に供するとともに、ふるさと「河原田」の地域情報を広く国内外に伝えることを目的とする。

(事務局)

第3条 ページを管理する事務局は、河原田地区まちづくり推進協議会に置く。

(掲載内容の制限・基準)

第4条 ページには、次に該当するものは掲載しない。また、ページからのリンク先についてもこれを適用する。

1. 法令又は条例に違反するもの、違反のおそれのあるもの。
2. 第三者へ誹謗、中傷するもの。不利益を与えるもの。
3. 個人情報に関するもの。(但し、本人の承諾を得た場合はこの限りでない)
4. 政治活動、宗教活動、選挙運動等、特定の団体・個人に利益を与えるもの。これらに類似するもの。
5. 広告等営利を目的したもの。これらに類似するもの。
6. 公序良俗に反するもの、反するおそれのあるもの。
7. 第2条の目的を逸脱したもの。
8. 容量、動作環境等の都合で事務局が掲載できないと判断したもの。

(リンクの制限・基準)

第5条 各ページへのリンクは原則自由とする。ただし、リンクを張ったページ管理者は事務局まで通知しなければならない。

なお、リンクにかかる許可証等の発行は行わない。また、各ページからのリンクは、公共団体、公共的団体、広く住民の利便に供することができると思われる者の公式ホームページに限定する。

(内容の削除)

第6条 事務局は、下記の場合、リンク先ページ管理者に通知することなくページからのリンクの解除及び紹介事項等を削除することができる。

1. リンク先内容が、第4条の掲載内容の制限・基準に該当すると事務局が判断した場合。
2. その他、事務局が不相当であると判断した場合。

(著作権)

第7条 ページへ掲載した写真及び記事の著作権は、河原田地区まちづくり推進協議会に帰属する。何人も掲載写真・記事の無断転載を禁止する。

(免責事項)

第8条 リンク先のページにより、第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先ページ作成者において解決するものとし、河原田地区まちづくり推進協議会は一切責任を負わない。

(規定の変更)

第9条 本規定の改正は河原田地区まちづくり推進協議会規約第10条の会議に諮り行うことができる。

(施行規則)

附則

この規定は平成27年 2月 2日から施行する。

平成30年 4月 1日から施行する。